

東京家政大学大学院学則

(平成元年4月1日)

第1章 総則

(目的)

第1条 東京家政大学学則第2条の2に基づき、この学則を定める。

第2条 東京家政大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、建学の精神に則り、学部 of 教育課程を基礎とし、高度にして専門的な学術の理論及び応用を研究教授し、その深奥をきわめ、広い視野に立って高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、広く社会と文化の発展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条の2 本学大学院はその教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行う。

2 前項の自己点検・評価に関する規程は別に定める。

(研究科)

第3条 本学大学院に人間生活学総合研究科（以下「研究科」という。）をおく。

(課程及び専攻)

第4条 本学大学院に修士課程及び博士後期課程（以下「博士課程」という。）をおく。

2 研究科の各専攻及び各課程は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程
人間生活学総合研究科	児童学児童教育学専攻	修士課程
	健康栄養学専攻	修士課程
	造形学専攻	修士課程
	英語・英語教育研究専攻	修士課程
	臨床心理学専攻	修士課程
	教育福祉学専攻	修士課程
	人間生活学専攻	博士課程

(研究科・課程及び専攻の目的)

第5条 人間生活学総合研究科は、人類が普遍に持つ、衣・食と健康・福祉から、心と保育・教育までを包括した人間の生命活動と生存活動の探求を深めると共に、グローバル化し、文化的な質の高い生活技術と生活意識を幅広く探究し、それぞれの専門性を深めると共に、新たな今日的課題に答えられる広く複眼的な視野を持つ有為な人材の養成を目的とする。

2 研究科各課程の目的は次のとおりとする。

- (1) 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。
- (2) 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 研究科各専攻の目的は次のとおりとする。

- (1) 児童学児童教育学専攻は、子どもの豊かな人格を育て、身体的、精神的かつ社会的に健全に育成するための学究を行い、高度な研究教育に携わることのできる人材および児童学・児童教育学における実践的課題を探究・研究し解決できる高度な専門知識と方法論を修得した人材の養成を目的とする。

- (2) 健康栄養学専攻は、フードサイエンスとライフサイエンス、ヘルスサイエンスの分野における、高度の知識、技能を教授して、人の健康維持、生活習慣病の予防、老化のメカニズムなどの諸問題の解決に役立つような研究能力と応用力を有する人材および栄養士・管理栄養士の資格を生かした高度な専門的能力のある職業人の養成を目的とする。
- (3) 造形学専攻は、服飾美術と造形表現を融合させたカリキュラムにより、自然・社会環境や産業技術などの、衣服の美的・機能的側面に対して起こりうる新しいニーズに対し、産業や教育などの分野で対応できる高度な専門性と実践力を備えた人材および生活を様々な面で豊かにする造形表現活動・文化活動を支える能力を有する人材の育成を目的とする。
- (4) 英語・英語教育研究専攻は、国際化時代に対応できる実践的な英語コミュニケーション能力を養成し、英語文学及び文化の研究並びに英語、英語教育の研究を深め、視野の広い総合力を持った高度な専門教育を行うことのできる人材の養成を目的とする。
- (5) 臨床心理学専攻は、複雑化した社会における人間関係の諸問題に対応する総合的な力を育成し、臨床心理士としての高度な専門知識や技術を持ち、医療・教育・産業・司法等の社会のあらゆる領域で柔軟に対応し、適切な援助、介入及び研究のできる人材の養成を目的とする。
- (6) 教育福祉学専攻は、学校や地域社会の複雑化・複合化した諸問題について、生涯学習・社会教育、社会福祉学、心理学についての高度な専門知識や技術を修得し、人間関係を調整し、社会資源を有効に使い、問題解決を創造的に行うことができる高度専門的職業能力を備えた人材の養成を目指す。
- (7) 人間生活学専攻は、博士後期課程に相当し、人間生活をめぐる生活科学、社会科学、心理臨床学等の分野において、総合的、学際的視野にたつ人材を養成することを目的とし、自立した研究者養成のみならず確かな教育能力と高度な研究能力をもつ大学教員の育成をも図る。

(修業年限)

第6条 本学大学院の修士課程の修業年限は2年、博士課程の修業年限は3年とする。

2 修士課程において、学生が職業を有している等の事情により、前項に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望し認められた長期履修学生の修業年限は3年又は4年とする。

(入学定員及び収容定員)

第7条 本学大学院の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
人間生活学総合研究科	児童学児童教育学専攻	5	10
	健康栄養学専攻	5	10
	造形学専攻	4	8
	英語・英語教育研究専攻	4	8
	臨床心理学専攻	8	16
	教育福祉学専攻	4	8
	人間生活学専攻	3	9

第2章 学年暦

(学年学期)

第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日より9月23日まで

後期 9月24日より3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める休日

(3) 大学創立記念日(5月6日)

(4) 春期休業 4月1日より同月5日まで

(5) 夏期休業 7月24日より9月23日まで

(6) 冬期休業 12月24日より翌年1月10日まで

(7) 学年末休業 3月19日より同月31日まで

2 休業日でも必要に応じ授業を行うことがある。

3 第1項の規定にかかわらず必要がある場合は、休業日を変更、又は臨時に定めることがある。

第3章 教育課程及び履修方法

(教育方法)

第10条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

2 本学大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第11条 研究科各専攻の授業科目及び単位数は、教育課程表のとおりとする。

(単位の計算)

第12条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、臨床心理士の資格に係わる実習は、45時間の授業をもって1単位とする。

(3) 講義、演習、実験、実習のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、大学院設置基準に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第13条 修士課程の学生は、それぞれの専攻の授業科目について、30単位以上を修得しなければならない。

8単位を超えない範囲で他の専攻の授業科目を履修させ、これを30単位の中に含めることができる。

2 博士課程の学生は、所定の授業科目について、6単位以上を修得しなければならない。

- 3 履修の授業科目選定に当たっては、あらかじめ指導教員の指示を受けなければならない。
- 4 授業科目の履修に当たっては、毎学年度の始めに、当該年度に履修する授業科目を届け出なければならない。

(他の大学院における授業科目の履修)

第 14 条 研究科委員会において、あらかじめ他大学の大学院と協議して双方の承認が得られたとき、学生は当該他大学の大学院授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により履修した単位は 10 単位を超えない範囲で本学大学院において履修したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 14 条の 2 研究科委員会において、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学院において履修した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院において履修したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により履修したものとみなすことができる単位数は、第 14 条 2 項により履修したものとみなすことができる単位数とあわせて 10 単位を超えないものとする。

(教員免許)

第 15 条 高等学校教諭、中学校教諭、小学校教諭及び幼稚園教諭の一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係る高等学校教諭、中学校教諭、小学校教諭及び幼稚園教諭の専修免許状授与の資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

- 2 本学大学院において取得できる免許状は、次のとおりとする。

児童学児童教育学専攻	小学校教諭専修免許状 幼稚園教諭専修免許状
健康栄養学専攻	高等学校教諭専修免許状(家庭) 中学校教諭専修免許状(家庭)
造形学専攻	高等学校教諭専修免許状(家庭) 中学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(美術) 中学校教諭専修免許状(美術)
英語・英語教育研究専攻	高等学校教諭専修免許状(英語) 中学校教諭専修免許状(英語)
臨床心理学専攻	高等学校教諭専修免許状(公民)
教育福祉学専攻	高等学校教諭専修免許状(公民)

第 4 章 入学、休学、復学、転退学及び留学

(入学の時期)

第 16 条 入学の時期は毎学年の始めとする。

(入学資格)

第 17 条 本学大学院修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) その他本学大学院研究科委員会において、大学を卒業した者と同等以上の学力があ

ると認められた者

2 博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) その他本学大学院研究科委員会において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(入学試験)

第 18 条 前条による入学志願者は、本学大学院所定の検定を受けなければならない。

(出願手続)

第 19 条 本学大学院に入学を志願する者は、次の書類に入学検定料を添えて指定の期日まで提出しなければならない。

- (1) 本学大学院所定の用紙による入学願書
- (2) 最終出身学校長の卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書
- (3) その他本学大学院の指定するもの

(入学手続)

第 20 条 本学大学院所定の検定に合格した者は、入学金、教育充実費、授業料等を添えて誓約書等所定の書類を期日までに提出しなければならない。

2 前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第 21 条 保証人は、父母又は独立の生計を営む者で、確実に保証人としての責務を果し得る者でなければならない。保証人として不適当と認めたときはその変更を命ずることができる。

2 保証人は、保証する学生の在学中、その一身上に関する事項について一切の責任に任じなければならない。

3 保証人が死亡し、又はその他の理由でその責務を果し得ない場合は、新たに保証人を選定し届け出なければならない。

4 保証人が住所を変更した場合には、直ちにその旨を届け出なければならない。

(休学)

第 22 条 病気その他の理由で引き続き 3 か月以上修学することができない場合は、その理由を具し保証人連署で願い出て、許可を得て休学することができる。

2 病気による休学願には、医師の診断書を添えなければならない。

3 休学は当該年度末までとする。ただし、特別な事情がある場合には、さらに 1 年以内休学を許可する。また、在学期間内に通算 3 か年を超えて休学することはできない。

4 休学期間中は第 38 条による授業料の 4 分の 1 を納めなければならない。ただし、出産・育児休学の取扱については、別に定める。

(復学)

第 23 条 休学者の復学は年度始めとする。ただし、事情によりその変更を許可することがある。

(転入学等)

第 24 条 他大学の大学院の学生が、本学大学院に転入学等を志願したときは、選考の上これを許可することがある。

(転学)

第 25 条 本学大学院の学生が、他大学の大学院に転学を志願しようとするときは、あらかじめ許可を得なければならない。

(退学)

第26条 退学しようとする者は、理由を具し保証人連署で願い出なければならない。ただし、学年の途中で退学する者でも、第38条及び第39条による在籍した期の学費は納めなければならない。

(再入学)

第27条 いったん退学した者が再入学を志願したときは、選考の上これを許可することがある。

(在学期間の限度)

第28条 大学院に在学できる期間は、休学期間を除き修士課程は4年間、博士課程は6年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第2項の修士課程の長期履修学生の在学年数は、修業年数が3年の場合は4年を、修業年数が4年の場合は5年を超えることはできない。

(留学)

第29条 学生は、外国の大学院に留学することができる。

2 留学に関する規定は別に定める。

第5章 学習の評価、課程修了及び学位授与

(単位の認定)

第30条 履修授業科目に対する単位は、当該授業科目の試験に合格した場合に与えられる。ただし、研究科委員会において、他の方法をもって試験に代えることを認められた授業科目についてはこの限りではない。

(試験)

第31条 授業科目の試験は、毎学年前後期又は研究科委員会が適当と認める時期に、同委員会が定める方法によって行う。

(成績評価)

第32条 試験の成績は、優、良、可、不可に分け、優、良、可を合格とする。

(課程の修了要件)

第33条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、履修授業科目について30単位以上を取得し、かつ必要な研究指導を受けた後、修士論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、所定の授業科目について6単位以上を取得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、大学院の博士課程を経ないで博士論文を提出して、大学院の行う審査に合格し、かつ博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認められた者にも博士の学位を授与することができる。

(学位の種類)

第34条 本学大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

人間生活学総合研究科	児童学児童教育学専攻	修士課程	修士(家政学)
	健康栄養学専攻	修士課程	修士(健康栄養学)
	造形学専攻	修士課程	修士(家政学)

英語・英語教育研究専攻	修士課程	修士(文学)
臨床心理学専攻	修士課程	修士(心理学)
教育福祉学専攻	修士課程	修士(学術)
人間生活学専攻	博士課程	博士(学術)

(学位規程)

第35条 学位及びその授与に関する事項は、この学則に定めるもののほか、別に定めるところによる。

第6章 学費等

(入学検定料)

第36条 本学大学院に入学志願する者は、入学検定料 35,000 円を納めなければならない。

(入学時納入金)

第37条 本学大学院の入学検定に合格した者は、次の学費を指定された期日までに納めなければならない。

入 学 金 150,000 円

教 育 充 実 費 200,000 円

ただし、教育充実費は、入学時に 100,000 円を、残額 100,000 円は 1 年次後期に納入する。第 2 年次以降は毎年度 200,000 円を前期・後期に分けて納入するものとする。

2 東京家政大学、東京家政大学短期大学部の卒業生または東京家政大学大学院修了者が、本学大学院に入学する場合、前項の規定にかかわらず、その者の入学金は免除する。

(授業料)

第38条 授業料は、年額 660,000 円とし、これを 2 期に分け、それぞれ半額を前期は 4 月、後期は 10 月の指定された期日までに納めなければならない。

なお、経済情勢等著しい変化が生じた場合には、さらに改定することがある。

(実験実習等経費)

第39条 授業料のほか、次の実験実習等経費(年間)を指定された期日までに納めなければならない。

人間生活学総合研究科	児童学児童教育学専攻	50,000 円
	健康栄養学専攻	65,000 円
	造形学専攻	60,000 円
	英語・英語教育研究専攻	35,000 円
	臨床心理学専攻	60,000 円
	教育福祉学専攻	60,000 円
	人間生活学専攻	50,000 円

第40条 (削除)

(学費未納者の取り扱い)

第41条 授業料及びその他の学費を納めない者は、試験を受けることはできない。

(除籍)

第42条 授業料及びその他の学費の納入を怠り、督促を受けてもなお納めない者は除籍処分に付する。

(納入金)

第43条 すでに納めた入学金、授業料その他の学費は事情の如何にかかわらずこれを返還しない。ただし、本学所定の検定に合格した者が、所定の期間内に入学辞退及びすでに納めた学

費等の返還を申し出た場合に限り、入学金を除いて返還する。

(学費改定の取り扱い)

第 44 条 在学中、授業料及びその他の学費について改定があった場合には新たに定められた金額を納めるものとする。

第 7 章 賞罰

(優秀学生の表彰、奨学金の授与)

第 45 条 在学中、学業、人物ともに優秀な学生については、これを表彰、又は渡辺学園奨学金を授与することができる。

(懲戒)

第 46 条 学生が本学大学院の諸規則又は指導の方針に背き、学生の本分に反する行為があったときは、これを懲戒することがある。

2 懲戒は、訓戒・停学・退学の 3 種類とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学業を怠り又は研究能力なく成業の見込みがないと認められた者
- (3) 正当の理由がなく出席常でない者
- (4) 学内の秩序を乱した者

第 8 章 研究生、委託生、科目等履修生及び外国人留学生等

(委託生等)

第 47 条 本学大学院は、研究生、委託生、科目等履修生及び外国人留学生等に対し、入学又は学習を許可することができる。

2 前項に関し必要な事項は別に定める。

第 9 章 教員及び運営組織

(指導教員)

第 48 条 本学大学院における授業及び研究指導は、本大学の教授が担当する。ただし、必要な場合には本大学の准教授及び講師（兼任講師を含む。）をこれにあてることができる。

(研究科長等)

第 49 条 本学大学院の研究科に研究科長、各専攻毎に主任をおき、所属の教授のうちから任命する。

(研究科委員会)

第 50 条 本学大学院に研究科委員会をおき、研究科所属の教授、准教授、講師をもって構成する。

2 研究科委員会が必要と認めたときは、前項以外の教員又は職員の出席を求めて意見を徴することができる。

3 研究科委員会は、研究科長が招集してその議長となる。

(研究科委員会の審議事項)

第 51 条 研究科委員会は、次の事項を審議し、意見・結果を学長に報告しなくてはならない。

- (1) 学生の入学、課程修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学位論文の審査に関する事項

- (4) 学生の賞罰に関する事項
- (5) 教育課程に関する事項
- (6) 本学大学院教員の教育研究業績の審査に関する事項
- 2 研究科委員会は、次の事項を審議し、意見・結果を学長に報告することができる。
 - (1) 教育及び研究に関する事項
 - (2) 学生の退学・休学・復学・転学・留学等に関する事項
 - (3) 学習の評価に関する事項
 - (4) 学生の厚生補導に関する事項
 - (5) 大学院の学則及び諸規程の制定・改廃・適用に関する事項
 - (6) 研究科長から諮問された事項
 - (7) その他研究科の運営に関する事項
- 3 研究科委員会における審議事項の意思決定は学長が行う。
- 4 前各号のほか、研究科委員会に関する事項は別に定める。
(大学院委員会)

第 51 条の 2 本大学院の管理運営、大学院と大学との連絡調整等の事項を審議するため、大学院委員会をおく。

- 2 大学院委員会に関する規程は、別に定める。

第 10 章 研究指導施設及び厚生施設

(研究指導施設)

第 52 条 本学大学院に研究室及び実験・実習室をおく。

- 2 本学の学部附置機関、その他本学各部の諸施設は、必要に応じ本学大学院生の研究及び指導のために利用することができる。

(厚生施設)

第 53 条 本学大学院の学生は、本学の学寮及びその他の厚生補導施設を利用することができる。

附則

- 1 この学則は、平成元年 4 月 1 日より施行する。
- 2 東京家政大学の卒業生が、本学大学院に入学する場合、第 37 条の規定にかかわらず、その者の入学金の額は当分の間 133,900 円とする。

附則

- 1 この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 2 年 3 月 31 日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附則

- 1 この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 3 年 3 月 31 日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。
- 3 東京家政大学の卒業生が、本学大学院に入学する場合、第 37 条の規定にかかわらず、その者の入学金の額は当分の間 150,000 円とする。

附則

- 1 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 4 年 3 月 31 日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附則

- 1 この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 5 年 3 月 31 日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。
- 3 第 33 条第 3 項の規定は、同第 2 項の規定による本学大学院の博士課程を経た者に対し博士の学位を授与した後において適用するものとする。
- 4 本学の大学院修士課程修了者が本学大学院博士課程に入学する場合は、第 37 条の規定にかかわらず、その者の入学金は免除する。

附則

- 1 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 6 年 3 月 31 日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附則

- 1 この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 7 年 3 月 31 日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附則

- 1 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 8 年 3 月 31 日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附則

- 1 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 9 年 3 月 31 日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附則

- 1 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 10 年 3 月 31 日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附則

- 1 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 11 年 3 月 31 日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 12 年 3 月 31 日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附則

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 13 年 3 月 31 日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附則

- 1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 14 年 3 月 31 日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。
- 3 東京家政大学、東京家政大学短期大学部の卒業生または東京家政大学大学院修了者が、本学大学院に入学する場合、第 37 条の規定にかかわらず、その者の入学金の額は当分の間 150,000 円とする。ただし、本学大学院修士課程修了者が本学大学院博士課程に入学する場合は、第 37 条の規定にかかわらず、その者の入学金は免除する。

附則

- 1 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年 3 月 31 日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年 3 月 31 日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附則

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年 3 月 31 日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附則

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 3 月 31 日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附則

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 3 月 31 日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年 3 月 31 日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、第 7 条の規定にかかわらず、平成 24 年度から平成 25 年度までの定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 24 年度		平成 25 年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間生活学総合研究科	児童学児童教育学専攻	5	5	5	10
	健康栄養学専攻	5	5	5	10
	造形学専攻	4	4	4	8
	英語・英語教育研究専攻	4	4	4	8
	臨床心理学専攻	8	8	8	16
	教育福祉学専攻	4	4	4	8
	人間生活学専攻	3	3	3	6

- 2 家政学研究科、文学研究科は第 4 条の規定にかかわらず平成 24 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間存続するものとし、平成 24 年 3 月 31 日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。
- 3 前項の家政学研究科、文学研究科に在学する者にかかる第 51 条の研究科委員会審議事項については、人間生活学総合研究科において審議するものとする。

附則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 文学研究科は、平成 25 年度末をもって廃止する。

附則

- 1 この学則は、平成 26 年 9 月 18 日から施行する。
- 2 家政学研究科は、平成 26 年 9 月 17 日をもって廃止する。

附則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 3 月 31 日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 3 月 31 日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附則

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年 3 月 31 日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附則

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年 3 月 31 日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附則

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年 3 月 31 日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附則

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年 3 月 31 日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

教 育 課 程 表

① 児童学児童教育学専攻 (修士課程)

区分	授 業 科 目	単位数	必選別	備 考
保育学分野	保育学特論	2	選	
	保育学演習	2	選	
	保育史特論	2	選	
	保育心理学特論	2	選	
	児童文化特論	2	選	
	児童文化演習	2	選	
保育実践学分野	保育実践演習	2	選	
	障がい児保育特論	2	選	
	保育マネジメント特論	2	選	
	保育内容実践研究 (環境)	2	選	
	保育内容実践研究 (ことば)	2	選	
	保育内容実践研究 (表現)	2	選	
	保育内容実践研究 (健康)	2	選	
	保育内容実践研究 (人間関係)	2	選	
育児支援学分野	育児支援学特論	2	選	
	育児支援学演習	2	選	
	児童福祉学特論	2	選	
	児童福祉学演習	2	選	
	保育カウンセリング特論	2	選	
	保育相談演習	2	選	
	家族関係学特論	2	選	
子ども臨床学分野	子ども臨床学特論	2	選	
	子ども臨床学演習	2	選	
	小児健康保健学特論	2	選	
	小児健康保健学演習	2	選	
	発達心理学特論	2	選	
	子ども芸術療法特論	2	選	
	子ども芸術療法演習	2	選	
教育実践学分野	教育実践演習 (国語)	2	選	
	教育実践演習 (算数)	2	選	
	教育実践演習 (社会)	2	選	
	教育実践演習 (理科)	2	選	
	教育実践演習 (音楽)	2	選	
	教育実践演習 (図画工作)	2	選	
	教育実践演習 (家庭)	2	選	
学校教育学分野	教育学特論	2	選	
	教育心理学特論	2	選	
	学級経営特論	2	選	

	道德教育演習	2	選	
	特別支援教育演習	2	選	
	情報処理演習Ⅰ	2	選	
	情報処理演習Ⅱ	2	選	
研究指導	特別研究	10	必	

② 健康栄養学専攻 (修士課程)

区分	授 業 科 目	単位数	必選別	備 考
フーズサイエンス分野	食品学特論	2	選	
	食品学演習	2	選	
	食品機能学特論	2	選	
	食品機能学演習	2	選	
	HACCP 特論	2	選	
	HACCP 演習	2	選	
	食安全学特論	2	選	
	食安全学演習	2	選	
	食品産業特論	2	選	
	食品産業演習	2	選	
	食品開発学特論	2	選	
	食品評価特論	2	選	
	調理科学特論	2	選	
	調理科学演習	2	選	
	官能評価特論	2	選	
	分子栄養学特論	2	選	
	分子栄養学演習	2	選	
ライフサイエンス分野	遺伝子診断特論	2	選	
	遺伝子診断演習	2	選	
	統合生理学特論	2	選	
	統合生理学演習	2	選	
	生化学特論	2	選	
	生化学演習	2	選	
	食環境特論	2	選	
	食環境演習	2	選	
	機器分析化学特論	2	選	
	機器分析化学演習	2	選	
	臨床栄養学特論	2	選	
	臨床栄養学演習	2	選	
	病態栄養学特論	2	選	
	病態栄養学演習	2	選	
ヘルスサイエンス分野	臨床栄養学栄養療法特論	2	選	
	臨床栄養学栄養療法演習	2	選	
	スポーツ栄養学特論	2	選	
	NST 特論	2	選	
	公衆衛生学特論	2	選	
	公衆衛生学演習	2	選	
	公衆栄養学特論	2	選	
	公衆栄養学演習	2	選	

	給食経営学マネジメント特論	2	選	
	給食経営学マネジメント演習	2	選	
	基礎疫学	2	選	
	ロコモ・フレイル特論	2	選	
	ロコモ・フレイル演習	2	選	
	ニューロリハビリテーション特論	2	選	
	リハビリテーション関連特論	2	選	
研究指導	特別研究	10	必	

③ 造形学専攻 (修士課程)

区分		授 業 科 目	単位数	必選別	備 考
服飾美術分野	被服科学	被服材料学特論	2	選	
		被服材料学演習	2	選	
		被服管理学特論	2	選	
		被服管理学演習	2	選	
		繊維加工学特論	2	選	
		繊維加工学演習	2	選	
		被服科学実験	1	選	
	服飾造形学	被服構成学特論	2	選	
		被服構成学演習	2	選	
		被服構成学実験	1	選	
		アパレル設計学特論	2	選	
		アパレル設計学演習	2	選	
		和服造形学特論	2	選	
		和服造形学演習	2	選	
		服飾工芸演習	2	選	
	服飾デザイン学	服飾文化史特論	2	選	
		服飾文化史演習Ⅰ	2	選	
		服飾文化史演習Ⅱ	2	選	
		染織史特論	2	選	
		服飾デザイン特論	2	選	
		服飾デザイン演習	2	選	
		色彩表現論	2	選	
		服飾デザイン表現演習	2	選	
造形表現分野	メディア表現	デジタルデザイン特論	2	選	
		デジタルデザイン演習Ⅰ	2	選	
		デジタルデザイン演習Ⅱ	4	選	
		映像メディアアート特論	2	選	
		映像メディアアート演習Ⅰ	2	選	
		映像メディアアート演習Ⅱ	4	選	
	社会表現と	育ちのための表現特論	2	選	
		育ちのための表現演習Ⅰ	2	選	
		育ちのための表現演習Ⅱ	4	選	

造形表現分野	美術史	美術史特論	2	選	
		美術史演習Ⅰ	2	選	
		美術史演習Ⅱ	4	選	
	工芸	陶芸特論	2	選	
		陶芸演習Ⅰ	2	選	
		陶芸演習Ⅱ	4	選	
		金工・ジュエリー特論	2	選	
		金工・ジュエリー演習Ⅰ	2	選	
		金工・ジュエリー演習Ⅱ	4	選	
		染色造形特論	2	選	
		染色造形演習Ⅰ	2	選	
		染色造形演習Ⅱ	4	選	
		織物特論	2	選	
		織物演習Ⅰ	2	選	
		織物演習Ⅱ	4	選	
	平面表現	絵画特論	2	選	
		絵画演習Ⅰ	2	選	
		絵画演習Ⅱ	4	選	
		グラフィックデザイン特論	2	選	
		グラフィックデザイン演習Ⅰ	2	選	
		グラフィックデザイン演習Ⅱ	4	選	
	空間表現	住環境特論	2	選	
		住環境演習Ⅰ	2	選	
		住環境演習Ⅱ	4	選	
		インテリアデザイン特論	2	選	
		インテリアデザイン演習Ⅰ	2	選	
		インテリアデザイン演習Ⅱ	4	選	
研究指導		特別研究・制作	10	必	

④ 英語・英語教育研究専攻 (修士課程)

区分	授 業 科 目	単位数	必選別	備 考
英語教育分野	小学校英語教育特論	4	選	
	英語教育実践特論Ⅰ	4	選	
	英語教育実践特論Ⅱ	4	選	
	第二言語習得研究Ⅰ	4	選	
	第二言語習得研究Ⅱ	4	選	
	英語技能指導法演習	4	選	
	国際英語技能指導法研究	4	選	
	英語教育課程特論	4	選	
	英語教育評価特論	4	選	
	英語教育リサーチメソッド	4	選	
	メディア教育研究	4	選	
英語・英語文学分野	英語学特論	4	選	
	英語学研究	4	選	
	英文学特論	4	選	
	米文学特論	4	選	
	英文学研究	4	選	
	米文学研究	4	選	
	英米文化研究	4	選	
	歴史言語学特論	4	選	
	異文化コミュニケーション研究	4	選	
共通分野	英語論文技法演習	4	選	
研究指導	特別研究	4	必	

⑤ 臨床心理学専攻 (修士課程)

区分	授 業 科 目	単位数	臨床心理士必選別	公認心理師必選別 及び科目分野	備 考
臨床心理学基礎分野	臨床心理学特論	4	必		公認心理師については、 ①～⑩の科目分野に含まれる科目を少なくとも1科目ずつ履修していれば、受験資格が得られる。 (①は、いずれか1科目必修)
	臨床心理学面接特論Ⅰ (心理支援に関する理論と実践)	2	必	選⑦	
	臨床心理学面接特論Ⅱ	2	必		
	臨床心理査定演習Ⅰ (心理的アセスメントに関する理論と実践)	2	必	選⑥	
	臨床心理査定演習Ⅱ	2	必		
	臨床心理基礎実習	(2)	必		
	臨床心理実習Ⅰ(心理実践実習)	(1)	必	必⑩	
	臨床心理実習Ⅱ (多様な形式のスーパービジョンを含む)	(1)	必		
臨床心理学専門分野	臨床心理統計法特論	4	選 (A群科目)		臨床心理学専門分野では、A群科目からE群科目の5群それぞれ1科目2単位以上を必ず履修する。
	臨床心理学研究法特論	2	選 (A群科目)		
	人格心理学特論	2	選 (B群科目)		
	認知心理学特論	2	選 (B群科目)		
	社会病理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	2	選 (C群科目)	選④	
	家族心理学特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2	選 (C群科目)	選⑧	
	精神医学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2	選 (D群科目)	必①	
	心身医学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2	選 (D群科目)	必①	
	障がい児・者心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	2	選 (D群科目)	選②	
	グループ・アプローチ特論	2	選 (E群科目)		
	学校臨床心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)	2		選③	
	発達臨床心理学特論	2	選 (E群科目)		
	産業心理学特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	2		選⑤	
	生徒指導・教育相談・キャリア教育 (心の健康教育に関する理論と実践)	2		選⑨	
研究指導	特別研究	4	必		

⑥ 教育福祉学専攻 (修士課程)

区分	授 業 科 目	単位数	必選別	備 考
生涯学習・社会教育分野	生涯学習学特論	2	選	
	生涯学習学演習	2	選	
	社会教育学特論	2	選	
	人間教育学特論	2	選	
	教育福祉学特論	2	選	
	学校カウンセリング演習	2	選	
	障がい者教育特論	2	選	
社会福祉学分野	社会福祉学特論Ⅰ	4	選	
	社会福祉学特論Ⅱ	2	選	
	社会福祉学特論Ⅲ	2	選	
	精神保健福祉特論	4	選	
	スクールソーシャルワーク特論	2	選	
	現代家族法特論	2	選	
心理学分野	発達心理学特論	4	選	
	臨床心理学特論	2	選	
	心理学特論	2	選	
	教育評価・測定法	2	選	
	検査法演習	2	選	
	高齢者心理学特論	2	選	
研究法分野	社会調査法Ⅰ	2	選	
	社会調査法Ⅱ	2	選	
	心理学研究法Ⅰ	2	選	
	心理学研究法Ⅱ	2	選	
研究指導	特別研究	10	必	

⑦ 人間生活学専攻（博士後期課程）

区分	授 業 科 目	単位数	必選別	備 考
心理臨床学分野	発達臨床心理学特論	2	選	
	臨床心理学特論	2	選	
	カウンセリング特論	2	選	
	心理療法特論	2	選	
	統計解析特論	2	選	
人間発達学分野	発達教育心理学特論	2	選	
	発達保健学特論	2	選	
	発達栄養学特論	2	選	
	人類遺伝学特論	2	選	
	保育学特論	2	選	
	育児支援学特論	2	選	
	臨床保育学特論	2	選	
	児童教育学特論	2	選	
生活環境学分野	衣生活環境学特論	2	選	
	衣生活文化特論	2	選	
	生命情報学特論	2	選	
	住生活環境学特論	2	選	
	生物環境学特論	2	選	
	児童文化環境学特論	2	選	
	児童環境学特論	2	選	
生活材料学分野	衣生活材料学特論	2	選	
	食品材料利用学特論	2	選	
	食品材料評価学特論	2	選	
	機能性食品素材開発学特論	2	選	
	分子生物学特論	2	選	
	生体材料学特論	2	選	
	酵素学特論	2	選	
	食品材料工学特論	2	選	
	食品材料プロセス特論	2	選	
	機能性食品学特論	2	選	
生活管理学分野	被服管理学特論	2	選	
	臨床栄養管理学特論	2	選	
	代謝栄養管理学特論	2	選	
	健康管理学特論	2	選	
	食品管理学特論	2	選	
	生活情報処理特論	2	選	

生活管理学分野	病態代謝管理学特論	2	選	
	ロコモ・フレイル特論	2	選	
	リハビリテーション科学特論	2	選	
研究指導	特別研究		必	

⑧ 共通科目（博士後期課程、修士課程）

区分	授 業 科 目	単位数	必選別	備 考
共通分野	論文作成のための統計解析入門	2	選	
	プレゼンテーション論	2	選	
	アカデミック・ライティング	2	選	